

## 国内に健康食品の輸入

ハーブ製品、麻薬、向精神薬、危険物、医療機器、化粧品、食品、医薬品などの健康食品を国内に輸入は、個人的な目的で旅行者の持ち込む荷物であって、その持ち込みは自然人としての輸入となる。ただし、輸入する全種類の製品は法律に基づいた輸入禁止品でなく、下記タイ法律と規定に適合させて実施すること。

### 食品

個人的に消費する目的で国内に食品の持込輸入は、下記の定量以内で輸入可能となる。全ての合計は 20 キログラム以下である。

順番	食品グループ	輸入可能最大量
1	乳及び乳製品（殺菌牛乳、粉乳、アイスクリーム、チーズ、蛋白粒、ヨーグルト、プディング）	5 キログラム/ 5 リットル
2	<ul style="list-style-type: none"><li>• コーヒー（ブレンドコーヒー、焙煎ずみと未焙煎のコーヒー豆、カプセルコーヒー）</li><li>• インスタント飲み物（茶、3/1 インスタントコーヒー）</li></ul>	5 キログラム
3	<ul style="list-style-type: none"><li>• フリーズドライコーヒー</li><li>• 茶（煎茶、粉末茶、飲み物）植物茶（カモミール茶、ペパーミント茶）</li></ul>	1 キログラム
4	乾燥の非糖質系甘味料（アスパルテーム、スクラロース、サッカリン、キシリトール、ステビア）	1 キログラム
5	サプリメント	1 種目あたり 6 月以内、全部 10 種目以内
6	乾燥植物、乾燥野菜、ドライフルーツ	5 キログラム
7	植物から乾燥香辛料（バニラ、サフラン）と干物（燕の巣、フカヒレ、鰹）	1 キログラム
8	下記の食品 <ul style="list-style-type: none"><li>• 穀類（キヌア、ナット、豆）</li><li>• ベーカリー、甘い物、スナック</li><li>• 液性の甘味料（砂糖、蜂蜜）</li><li>• ノンアルコール飲物（ジュース、ソーダ）</li><li>• 畜産物、食肉製品、畜産加工品（ソーセージ、ハム、薫製肉、ポークチップ、豚肉田麩、薫製サーモン）</li></ul>	10 キログラム/ 10 リットル

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 麺製品、パスタ、スパゲッティ、ラーメン、インスタントラーメン、調味料付きと付かない同様の他種の麺製品</li> <li>● 半液体と液体の調味料とソース（ナムプラー、醤油、酢、マヨネーズ、グレービーソース）</li> <li>● 植物、野菜、果物、缶詰や砂糖や塩等に加工された果物</li> <li>● 食用油などの油脂</li> <li>● 乳児の飲食に供することを目的として販売する食品と医療食品</li> <li>● 母乳</li> </ul>	
9	上記以外の食品	1-8 番の食品グループに比べて輸入可能

注意：1) 食品であるかどうか区分されるのは、タイ法律に基づいて参考する  
2) 大麻を主要原料とする食品は輸入禁止である。

### **化粧品**

既製の化粧品で、個人的な目的で持込輸入可能の化粧品については一種類に 6 つ以下で、全て 30 つ以下輸入可能である。例えば、一種類に 3 つを輸入する場合は全て 10 種類輸入可能である。

注意：大麻を主要原料とする化粧品は輸入禁止である。

### **医療機器**

個人的な目的で必要量以内で医療機器の輸入については、下記の書類と証拠を提出することが必要である。

(ア) 医療機器の詳細説明書は 正式名称、表示、医療機器の添付文書、成分、特性 (Specification)、名称、生産者の位置などである。

(イ) 他人に医療機器を販売しないと保証し、目的を表示する書類

(ウ) 診断証明書 輸入者の詳細を表し、輸入者が上記の医療機器の使用が必要であると証明すること

### **医薬品**

輸入可能の医薬品については、30 日間以下の使用目的で、個人的な目的で必要量である。

## ハーブ製品

ハーブ製品については、個人的な目的で必要量以内で国内に持込輸入可能である。90日間以下の使用量で、個人的な目的で本当に使用されると検証できる情報と詳細が必要である。

注意：1) 輸入するハーブ製品は 厚生労働省の通知に基づいて販売・輸入・生産禁止の製品でなく、使用禁止物質は主要原料にしない。

2) 大麻を主要原料とするハーブ製品は、輸入禁止である。

## 向精神薬

クロナゼパム、ミダゾラム、アルプラゾラムなどの2~4種の向精神薬については、30日間以下 個人的な目的で使用するために、必要量以内で国内に輸入可能である。上記の向精神薬の使用必要があると証明し、輸入者の詳細を表す診断証明書が必要である。(下記に向精神薬一覧を確認 [https://permitfortraveler.fda.moph.go.th/nct\\_permit\\_main/](https://permitfortraveler.fda.moph.go.th/nct_permit_main/))

注意：1種の向精神薬は、輸入禁止である。



## 麻薬

個人的な治療目的で全種類の麻薬を輸入するのは輸入前に、麻薬取締官から許可を事前に受ける必要がある。(下記に許可を取る [https://permitfortraveler.fda.moph.go.th/nct\\_permit\\_main/](https://permitfortraveler.fda.moph.go.th/nct_permit_main/))



## 一般家庭における危険物

一般家庭における危険物については「1、2、3と4種の危険物」という4種に区分されている。1種の危険物は、輸入前に事実の報告を行うこと。(下記に行う過程を見ることができる <https://hazard.fda.moph.go.th/our-service/category/permission>)



一般家庭における使用のために輸入できる 2 と 3 種の危険物は、個人的な使用目的がある既製品で、一回に 5 キログラム又は、5 リット以下で輸入可能である。

(下記に危険物の種類を確認可能)

<https://hazard.fda.moph.go.th/laww/category/law-02>)

注意：4 種の危険物は、輸入禁止である。



---

尚 他の情報を要求、疑問がある場合は、各地の食品医薬品課に問い合わせ、

5 階の 5 番ビルの食品医薬品課に連絡できる。

食品医薬品局 保健省

ティワーノン通り アンプームアン ノンタブリー県 11000

電話番号：02 590 7363-4

ファックス：02 591 8477

メール：[inspection@fda.moph.go.th](mailto:inspection@fda.moph.go.th)

ライン：[@import.fda](https://line.me/tv/@import.fda)



ウェブサイト：<https://logistics.fda.moph.go.th/>

